

【質疑応答】後日回答分

基本目標	項目	質問	回答
1	(4) 誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくり	<p>■重点取り組み</p> <p>「生きることの促進要因」への支援ができなかったと判断した理由は？</p>	<p>「生きることの促進要因」は自己肯定感や信頼できる人間関係、趣味等個人による差が大きく個別の対応が必要となるため、事業化ができていないと感じております。個別のケース対応を行うなかで、「生きることの促進要因」への支援を一部行っておりますが、困りごとの相談に来られる個別相談等では、ご本人との関係性を構築したうえで、生きることの阻害要因の除去(困りごとの解決)への支援が主となっています。</p>
4	(1) 安心して暮らせる地域づくり	<p>■災害時要配慮者支援事業</p> <p>・医療的ケア児についても個別避難計画を作成していくべきではないか。</p>	<p>・大牟田市では、災害時要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、必要な避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を行っております。</p> <p>(名簿の対象者)</p> <p>在宅者の内、以下の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定3・4・5を受けている者</li> <li>・身体障害者手帳1・2級を所持している者</li> <li>・療育手帳Aを所持している者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者</li> <li>・上記以外で市長が支援の必要を認めた者</li> </ul> <p>医療的ケア児についても、上記に該当する重篤な方については対象となりますので、個別避難計画の作成を進めてまいります。</p> <p>なお、上記に該当しない場合(医療的ケア児で症状が軽度な方や障害手帳の取得をされていない方)でも、避難に不安がある方については、登録届出をいただいたのち災害時要配慮者として名簿登録を行い、個別避難計画の作成を行っております。</p>

【質疑応答】後日回答分

		<p>・作成した個別避難計画が地域にその情報が届かないなら、支援の仕方がわからない。情報を共有すべきではないか。</p>	<p>・避難行動要支援者の名簿情報(※)につきましては、災害発生時に避難支援者へ情報を共有できるものですが、災害時にスムーズな声かけや安否確認等を行うために、対象者に対して平時からの情報共有についての同意確認を行っているところです。</p> <p>同意が取れた方につきましては、民生委員・児童委員や消防団などの避難支援等関係者に年2回の更新頻度で情報共有を行っております。</p> <p>また、校区の自主防災組織につきましても、個人情報の取り扱いに関する協定を締結した校区について、同様に情報共有を行っております。</p> <p>なお、名簿の対象者には福祉専門職の協力もいただきながら同意確認や個別避難計画作成の働きかけを行っており、今後も引き続き、努めてまいります。</p> <p>※名簿情報とは 避難行動要支援者名簿及び同名簿登録者のうち個別避難計画作成済の方の計画書のこと</p>
--	--	--	---